

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年6月17日

京都市長 門川 大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人グローバル人材開発センター

### (2) 代表者名

榊田 隆之

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区中堂寺命婦町1番地10 むすびわざ館

### (4) 定款に記載された目的

京都には、地域に根差しながら世界的に活躍する先進的企業や、ユニークな中堅・中小企業が集積している。また、日本有数の大学の街でもあり、留学生も世界から集まってくる。今後の京都の発展を支えていくためには、グローバルな視点で物事を考える能力を有しながらも地域経済・地域社会（ローカル）の持続的な発展に情熱を注ぐ「グローバル人材」が必要である。本法人は、産学の密接な協働による地域連携センターとして、この「グローバル人材」を骨太に育成することを目的とし、かかる目的のため、学生・若者を対象とする専門教育プログラム及び地域資格制度の開発と運用を行う。あわせて京都企業・地域社会と学生・若者との円滑なつながりによって、まちと大学の活性化を目指す連携活動を企画、実施する。これらの活動を通じて、教育・就職の質を向上させ、京都企業・地域社会、および大学の発展に寄与し、広く社会貢献に資することを目指す。

## 2 申請年月日

平成27年6月8日

(文化市民局地域自治推進室)